

諮問日：令和元年7月12日（令和元年度（最情）諮問第18号）

答申日：令和元年12月20日（令和元年度（最情）答申第65号）

件名：裁判官が職務を開始する際の宣誓の手續について定めた文書の不開示判断
（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判官が職務を開始する際の宣誓の手續について定めた文書（裁判所職員のサービスの宣誓に関する規程（昭和24年10月3日最高裁判所規程第21号）と同趣旨の文書）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年6月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

裁判官のサービスについては、主に裁判所法や官吏服務紀律の規定が適用される
ところ、これらにはサービスの宣誓に関する規定はなく、また、最高裁判所の規程、
通達等にも裁判官のサービスの宣誓に関する定めはない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和元年7月12日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月18日 審議
- ④ 同年11月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員については、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法97条の規定により、サービスの宣誓をしなければならないこととされており、裁判所職員のサービスの宣誓に関する規程において、その手続が定められている。これに対し、裁判官については、同法の規定が適用又は準用されず、サービスに関しては裁判所法や官吏服務紀律に規定があるほか、例えば倫理保持に関しては高等裁判所長官の申合せがあるところ、これらにはサービスの宣誓に関する定めはない。このような相違に照らせば、裁判官のサービスの宣誓に関して定めた最高裁判所の規程、通達等はなく、本件開示申出文書は作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人